

平成26年度包括外部監査

監査のテーマ：市が出資する公益財団法人(8法人)及び財政的援助を与えている公益社団法人(2法人)の出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政的援助等に係る所管課の事務の執行について

第3 外部監査の結果

II 各論 II-4. 公益財団法人千葉市保健医療事業団及び健康企画課に係る外部監査の結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>指定管理業務従事割合が財務諸表に及ぼす影響について【保健医療事業団】（報告書 P134）</p> <p>保健医療事業団の法人会計の経常費用はそのほとんどが受取補助金等で充当されている。前記（※）で指摘した赤字額（265万円）は、市派遣職員の給与のうち保健医療事業団が支給している部分（331万円）の80%部分として試算した額（265万円）であり、補助金による充当の問題がある。</p> <p>外郭団体への市派遣職員の給与のうち、外郭団体から支給されている給与への補助金充当については、派遣法に違反する旨の最高裁判例がある。市派遣職員給与の一部を法人会計に整理した場合、その財源として受取補助金を充当しているともとられかねないのが現状である。</p> <p>市派遣職員の給与の充当財源について、自己収益の確保又は法人会計のコスト削減策を早急に検討されたい。併せて、一旦公益認定を取得した際に整理した事業体系を再構築する際に、市派遣職員の業務従事割合等を再考するなど検討し、派遣法及び派遣条例の規定に沿った仕組みに変革されたい。</p>	<p>市派遣職員の会計上の人件費の配賦割合は、令和2年度から公1：法人会計＝80：20とし、法人会計に当たる部分については、収益事業の剰余金を振り替え、充当している。</p>